

不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る 企画書評価委員会設置要綱

1 目的

不安定就労者再チャレンジ支援事業を実施するに当たって、愛知労働局職業安定部職業安定課において、次のとおり「不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書評価委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の事務

委員会は、「不安定就労者再チャレンジ支援事業企画書募集要領」に基づき、企画競争参加者から提出された企画書等（以下、「企画書等」という。）を評価し、契約候補者を選定する。

3 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 外部委員

委員 外部委員

委員 愛知労働局内部職員

4 委員会の事務局

委員会の庶務は、愛知労働局職業安定部職業安定課が処理する。

5 企画書等の審査

企画書等の審査方法については、別添による。

6 その他

この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委員長の決定により処理するものとする。

7 施行期日

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

(別添)

不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書等の審査方法

企画書等の審査については、以下の評価項目、評価基準及び企画書評価表に基づき委員会の委員各自が評価する。

I 評価項目

- 1 本事業に対する考え方、成果目標
- 2 事業の実績
- 3 実施体制
- 4 運営管理
- 5 独自性、創意工夫
- 6 スケジュール・カリキュラム
- 7 事業内容
 - a 就職支援・就職あっせん
 - ・オリエンテーション
 - ・キャリアコンサルティング
 - ・就職セミナー
 - ・グループワーク
 - ・就職のあっせん（求人情報の提供、職業紹介、就職面接会の開催 等）
 - b 職場定着支援

II 評価基準

企画書評価表の評価点については、以下の5段階から選択する。

- ・特に優れている（5点）
- ・優れている（4点）
- ・普通（3点）
- ・やや劣る（2点）
- ・特に劣る（0点）

なお、評価基準のうち、委員全員が「特に劣る（0点）」と選択した項目がある場合は、その企画書の提案者は契約候補者として選定しない。評価項目のうち2、3、6、7のa(1)及びb(1)については、重要性を考慮して評価点を2倍とする。

III 契約候補者の選定等

各委員は、企画書評価表に評価点及び評価コメントを記入する。各委員の企画書評価表の合計点及び評価コメントを総合的に勘案した上で、最も優れた事業者を契約候補者に選定する。なお、複数の応募者の評価が同等である場合は、委員長が契約候補者を決定する。

IV 委員会の事務局

企画競争参加者が、過去に本事業を受託したことがある場合、事務局は、当該企画競争参加者による本事業の実績、アンケート結果及び労働局による業務指導の状況について委員会に報告する。

V プレゼンテーションの実施

企画書等の審査に当たって、管轄労働局が必要と認めた場合、応募者にプレゼンテーションを実施させることができる。その実施方法については、企画書募集要領に以下の事項を追記し、これに基づき実施する。

- 1 実施日時
令和2年4月17日（金）9時00分～12時00分
- 2 実施会場
名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル12階
愛知労働局 会議室
- 3 出席人数
2名以内（それ以外の者は会場に立ち入り不可）
- 4 実施時間
実施時間は、応募者数に応じて管轄労働局が定める。
- 6 留意事項
 - ① プレゼンテーションに出席しない応募者の企画書は無効とする。
 - ② プレゼンテーションは非公開とする。
 - ③ プレゼンテーションは、事前に提出した企画書を使用する。企画書のほかに資料の追加は認めない。
 - ④ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できず、企画書のみを用いた説明とする。
 - ⑤ プレゼンテーションに係る経費は、応募者の負担とする。
 - ⑥ 上記5の実施時間については、電話又はメールにて令和2年4月13日（月）までに応募者へ連絡する。

企 画 書 評 価 表

(不安定就労者再チャレンジ支援事業【〇〇地区】)

委員名 _____

企画書提出事業者名 _____

【評価基準】 特に優れている（5点） 優れている（4点） 普通（3点）
 やや劣る（2点） 特に劣る（0点）

【評価点の合計】（7項目×5点）＋（5項目×10点）＝85点満点

【評価コメント】 評価に関する所感、着目点及び問題点等を自由記載

評価項目及び評価のポイント	評価点	評価コメント
1 本事業に対する基本的な考え方、成果目標 ① 本事業の目的及び内容を十分に理解しているか。 ② 企画の内容は、具体性、説得性及び実効性を有しているか。 ③ 成果目標（就職件数、就職率、定着率）はどうか。		
2 事業の実績 本事業を実施するために十分な実績、ノウハウ及び対象者数を受け入れ円滑に運営する能力を有しているか。	× 2 倍	
3 実施体制 ① 支援拠点事業所は、交通の利便がある場所に設置しているか。 ② セミナー室をはじめとした就職支援を実施するための施設は、対象者数に見合う十分な面積、室数及び設備を有しているか。 ③ 夜間及び土日営業など、対象者が利用しやすい営業時間を設定しているか。 ④ 本事業を実施するために十分な人員数を配置しているか。十分な経験・資格を有する事務担当者、キャリアコンサルタント、就職セミナーの講師及びその他支援メニューの担当者を配置しているか。	× 2 倍	
4 運営管理 ① 適切な苦情対応体制を有しており、具体的な取組方法を示しているか。 ② 各種支援を能動的に提案し、対象者の意欲を維持させるための具体的な取組方法を示しているか。 ③ 再委託する場合、再委託先の業務を適切に管理する体制を有しているか。		

<p>5 スケジュール・カリキュラム</p> <p>① 支援の開始から就職・職場定着に至るまでの間、具体的かつ適切なスケジュールが組まれているか。</p> <p>② 効果的かつ充実したカリキュラムが組まれているか。</p>		
<p>6 対象者の確保</p> <p>① 上限数を踏まえた、適切な対象者数を設定しているか。</p> <p>② 対象者を確保するための具体的かつ効果的な方法を示しているか。</p>	× 2 倍	
<p>7 事業内容</p>		
<p>a 就職支援・就職あっせん</p>		
<p>(1) 必須事項（キャリアコンサルティング・就職セミナー・グループワーク）</p> <p>① 具体的かつ効果的な方法を示しているか。</p> <p>② 実施時期、所要時間及び目標回数は適切か。</p> <p>③ 独自の工夫点等、評価できる点は含まれているか。</p>	× 2 倍	
<p>(2) 就職のあっせん</p> <p>① 具体的かつ効果的な方法を示しているか。</p> <p>② 実施時期、所要時間及び目標回数は適切か。</p> <p>③ 独自の工夫点等、評価できる点は含まれているか。</p>		
<p>(3) 独自の支援メニュー（就職支援・就職あっせん） 例：メンタルヘルス相談、生活設計面の相談、職場実習等</p> <p>① 具体的かつ効果的な方法を示しているか。</p> <p>② 実施時期、所要時間及び目標回数は適切か。</p> <p>③ 対象者の誘導方法は適切か。</p>		
<p>b 職場定着支援</p>		
<p>(1) 就職者及び就職先企業に向けた職場定着支援（前半6か月）</p> <p>① 具体的かつ効果的な方法を示しているか。</p> <p>② 実施時期、所要時間及び回数（最低基準は1月当たり1回）は適切か。</p>	× 2 倍	
<p>(2) 職場定着支援（後半6か月）</p> <p>① 対象者や就職先企業から職場定着に関する相談等が発生した際に、対応できる体制を整えているか。</p> <p>② （上記Ⅱ（2）①の最低基準の他に）独自の支援メニューを示しているか。またその実施時期、所要時間及び回数は適切か。</p>		

8 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

a 女性活躍推進法に基づく認定

(えるぼし認定企業)

1段階目 (認定基準5つのうち1～2つが○となっているか) : 3点

2段階目 (認定基準5つのうち3～4つが○となっているか) : 4点

3段階目 (認定基準5つ全てが○となっているか) : 5点

行動計画を策定しているか。 : 2点

b 次世代法に基づく認定

(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)

くるみんの認定を受けているか。 : 3点

プラチナくるみんの認定を受けているか。 : 4点

c 若者雇用促進法に基づく認定を受けているか。

(ユースエール認定企業) : 4点

【加点に当たっての留意事項】

複数の認定等に該当する場合は、最も配分点が高い区分により加点を行うこと。

例) えるぼし認定企業の3段階目 (配分点5点)、くるみん認定企業 (配分点3点)、ユースエール認定企業 (配分点4点) 全てに該当する応募者の場合、えるぼし認定企業の3段階目の区分により4点の加点を行い、その他の認定分は加点しない。

合計